居宅介護支援重要事項説明書

＜　　令和８年６月１日 現在　　＞

１　当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話　　０４８－５５１－１１０５（8：45～17：45 まで）

担当

＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

２　深谷市在宅介護支援センターはなみずき居宅介護支援事業所の概要

（１）居宅介護支援事業者の事業所番号及び通常の事業の実施地域

事業所名	深谷市在宅介護支援センター　はなみずき
所在地	深谷市柏合 1041-1
介護保険事業所番号	居宅介護支援　　（　1174600021 ）
通常の事業の実施地域	深谷市

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者（兼務）		１名（0）		居宅支援管理統括	１名（0）
介護支援専門員	介護福祉士等	３名（1）		居宅支援	３名（1）
事務職員		０名（　）		居宅支援事務	０名（　）

（ ）内は男性再掲

（３）営業時間

平　日・祝祭日	8：45　～　17：45
土・日・年末年始	休業とさせていただきます。（12 月 31 日～1 月 3 日 ）

連絡先　048-551-1105

＊緊急・時間外　080-9708-5430（24 時間体制）

３　ケアプラン作成からサービス利用までのながれ

① ケアプラン作成依頼受付
↓
② 担当介護支援専門員の決定・居宅介護支援契約
↓
③ 居宅サービス計画作成依頼届出書を市町村（保険者）へ提出
↓
④ 身体的・精神的・社会的状態等の詳細情報の収集
↓
⑤ 援助内容の検討
↓
⑥ ケアプラン原案作成
↓
⑦ サービス担当者会議又は各サービス事業者との協議
↓
⑧ 援助内容の決定・ケアプラン作成・交付
↓
⑨ サービス利用票・別票作成・交付（利用料金の見積額の提示）
↓
⑩ サービス利用の調整・手配
↓
⑪ サービス利用開始（各サービス事業者との利用契約　※一度契約されれば結構です）
↓
⑫ 毎月サービス利用票・別票作成・交付、訪問相談
↓
⑬ 毎月モニタリング記録作成
↓
⑭ 更新時サービス担当者会議開催または各事業者との協議を実施、ケアプラン見直し
↓
⑮ 見直し後のケアプラン交付→⑨へ戻る
↓

解約される場合は終了、新たな居宅介護支援事業所に依頼を変更される場合はそちらへケアプラン等の引継ぎ

４　利用料金.

（１）利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

＊　保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、１ヶ月につき別表 1 居宅介護支援費一覧の該当金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日大里広域市町村圏組合の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（２）交通費

前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、実施地域を超えた所から、①片道 10 キロ未満は 150 円、②片道 10 キロ以上は 250 円を徴収させていただきます。

（３）解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

（４）その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、１５日までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、現金集金にてお願いいたします。

5　サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

①　当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア）お客様が介護保険施設に入所した場合

イ）介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援 1・要支援 2 と認定された場合

ウ）お客様がお亡くなりになった場合

エ）3 ヶ月以上在宅サービスの利用がなくケアプラン作成が不要となった場合

④その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6　当事業所の居宅介護支援の特徴等

（1）運営の方針

お客様より委託された業務を行うにあたっては、お客様ならびにご家族様のご意向を尊重し、公正・公平に管理者としての誠意をもってその業務を遂行いたします。

（2）居宅介護支援の実施概要等

1　ケアプラン（居宅介護サービス計画書）の作成

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

2　要介護認定訪問調査（行政からの委託）

3　要介護認定の申請代行

4　個別介護相談

（3）サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	○	居宅サービス計画ガイダンス､支援センター情報提提供書
介護支援専門員への研修の実施	○	随時実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	○	前記４の（３）参照
その他		

7　サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当　深谷市在宅介護支援センターはなみずき　管理者　古橋和子　電話　048-551-1105

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険連合会等に苦情を伝えることができます。

大里広域市町村圏組合（介護保険課）　電話 048-501-1330

深谷介護保険事務所（深谷市役所内）　電話 048-574-8544

埼玉県国民健康保険団体連合会（介護福祉課）電話　048-824-2568（直通）

8　秘密保持・個人情報の利用について

1　支援事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

２　支援事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
３　支援事業者は、利用者及び家族の個人情報を用いる場合は利用者及び家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いません。

9　事故発生時の対応及び損害賠償について
１　支援事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
２　支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
３　支援事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに実施いたします。

10 当事業所の概要

名称・　法人種別	医療法人社団　優慈会
代表者役職・氏名	理事長　佐々木　敏行
法人所在地・電話番号	深谷市西島町２丁目 16 番地１ 048-571-0242（代）

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地　　深谷市西島町２丁目 16 番地１
法人名　　医療法人社団優慈会
代表者　　理事長　佐々木　敏行
説明者
事業所名　深谷市在宅介護支援センターはなみずき
氏名　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者　住所
氏名　　印

（代理人）　住所
氏名　　印
続柄

【別表 1】

居宅介護支援費一覧（令和 8 年 6 月 1 日現在）

地域区分別 1 単位の単価（7 級地）10.21 円

種　別	介護度	金額
居宅介護支援費（Ⅰ）※	要介護 1・2	11,088 円/月
	要介護 3・4・5	14,406 円/月
居宅介護支援費（Ⅱ）※	要介護 1・2	5,554 円/月
	要介護 3・4・5	7,187 円/月
居宅介護支援費（Ⅲ）※	要介護 1・2	3,328 円/月
	要介護 3・4・5	4,308 円/月

※1　ケアプラン取扱い件数の変動により居宅介護支援費（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかに該当致します。

一人の介護支援専門員が取扱う件数	種　別
45 件未満	居宅介護支援費（Ⅰ）
45 件以上 60 件未満の部分のみ	居宅介護支援費（Ⅱ）
60 件以上の部分のみ	居宅介護支援費（Ⅲ）

その他加算料金

加算項目	金額　　＊個々の状況に応じて算定される加算
初回加算	3,063 円/回
入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）2.552 円/回　　（Ⅱ）2.042 円/回
退院・退所加算（Ⅰ.Ⅱ.Ⅲ）	（Ⅰ）イ 4.594 円/回　（Ⅰ）ロ 6.126 円/回 （Ⅱ）イ 6.126 円/回　（Ⅱ）ロ 7.657 円/回 （Ⅲ）9.189 円/回
特定事業所加算	（Ⅰ）5.298 円/月 （Ⅱ）4.298 円/月 （Ⅲ）3.297 円/月 （A）1.163 円/月
通院時情報連携加算	510 円/月
介護職員等処遇改善加算	介護報酬の総単位数×2.1%